

監事監査報告書

学校法人高槻双葉学園 理事会 御中

評議員会 御中

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人高槻双葉学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人高槻双葉学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査しました。私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し理事及び職員から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、公認会計士等と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。監査の結果、学校法人高槻双葉学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、事業活動収支計算書、資金収支計算書は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

令和 7年 5月 30日

学校法人高槻双葉学園

監事 堀出 政樹

監事 北山 展弘

(注) 監事 堀出政樹氏及び監事 北山展弘氏は、両名とも私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。